

2020 年 7 月 8 日

貸借取引参加者
代表者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田 誠希

東京証券取引所における ToSTNeT 市場に関する業務規程等の
一部改正にかかる「貸借取引貸出規程」等の一部改正について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、2020 年 8 月 17 日付の東京証券取引所における ToSTNeT 市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例等の一部改正において、ToSTNeT 市場における決済日の柔軟化が予定されております。

これに伴い当社は、貸借取引にかかる制度整備を図るため、金融庁長官の認可を得られることを条件に¹、下記のとおり「貸借取引貸出規程」等の一部改正を行うことといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 規程の改正

①貸借取引貸出規程・・・別紙 1

・返済期日の追加

金融商品市場取引成立の日から起算して 4 日目、5 日目または 6 日目に決済が行われるものについて、返済期日は取引成立の日の 6 カ月目の応当日から起算してそれぞれ 4 日目、5 日目又は 6 日目を超えないこととします。

②貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い・・・別紙 2

・期日の明確化

本取扱いにおいて「配当落もしくは権利落とする日」の前営業日を「期日」と定めていますが、今般の東京証券取引所規則の改正において、ToSTNeT 市場で行われる取引にかかる配当落等の期日について普通取引とは異なる日が規定されることから、「配当落もしくは権利落とする日」を「普通取引にかかる配当落もしくは権利落とする日」に改め、「期日」の定義を明確化します。

2. 実施日

2020 年 8 月 17 日

以 上

¹ 金融庁長官の認可が得られなかった場合には、別途ご通知いたします。

「貸借取引貸出規程」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新	旧
<p>(返済期日)</p> <p>第 11 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項ただし書きの場合において、貸借取引参加者は、顧客の制度信用取引、自己の信用買いもしくは信用売りまたは有価証券等清算取次ぎにかかる金融商品市場取引成立の日の 6 カ月目の応当日 (応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日にあたるときは順次繰り上げる。<u>以下同じ。</u>) から起算して 3 日目 (取引所等の休業日を除く。<u>以下同じ。</u>) の日をこえて、貸借取引により、当該金融商品市場取引にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。</p> <p>3 <u>前項にかかわらず、当該金融商品市場取引が、取引成立の日から起算して 4 日目、5 日目または 6 日目の日に決済が行われるものであった場合は、貸借取引参加者は、取引成立の日の 6 カ月目の応当日から起算してそれぞれ 4 日目、5 日目または 6 日目の日をこえて、貸借取引により、当該金融商品市場取引にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。</u></p>	<p>(返済期日)</p> <p>第 11 条 (省 略)</p> <p>2 前項ただし書きの場合において、貸借取引参加者は、顧客の制度信用取引、自己の信用買いもしくは信用売りまたは有価証券等清算取次ぎにかかる金融商品市場取引成立の日の 6 カ月目の応当日 (応当日がないときはその月の末日とし、応当日が休業日にあたるときは順次繰り上げる。) から起算して 3 日目 (取引所等の休業日を除く。) の日をこえて、貸借取引により、当該金融商品市場取引にかかる金銭または株券等を借り入れることができない。</p> <p>(新 設)</p>
<p>付則</p> <p>この改正規定は、2020 年 8 月 17 日から実施する。</p>	

「貸借取引貸株超過銘柄等に対する取扱い」の一部改正新旧対照表

下線部分が改正箇所

新				旧			
(別表)				(別表)			
投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5万円以下	5万円超		投資単位（貸借値段に売買単位を乗じて得た金額）	5万円以下	5万円超	
投資単位に対する品貸料の上限	100円	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額		投資単位に対する品貸料の上限	100円	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額	
1. (現行どおり)				1. (省 略)			
投資単位	1万円以下	1万円超5万円以下	5万円超	投資単位	1万円以下	1万円超5万円以下	5万円超
投資単位に対する品貸料の上限	60円	60円に投資単位1万円から計算して1万円以下を増すごとに10円を加算した額	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額	投資単位に対する品貸料の上限	60円	60円に投資単位1万円から計算して1万円以下を増すごとに10円を加算した額	100円に投資単位5万円から計算して1万円以下を増すごとに20円を加算した額
2. (現行どおり)				2. (省 略)			
3. つぎに定める銘柄の貸借申込み分にかかる最高料率については、(1)～(4)の各区分に定める料率とする。ただし(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する場合は、(1)または(2)の該当する料率の2倍とする。				3. つぎに定める銘柄の貸借申込み分にかかる最高料率については、(1)～(4)の各区分に定める料率とする。ただし(1)または(2)に該当し、かつ(3)または(4)に該当する場合は、(1)または(2)の該当する料率の2倍とする。			
(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする日が定められた銘柄または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知が行われる銘柄（以下、本号において普通取引にかかる配当落もしくは権利落とする日または総株主通知にかかる株主を確定するための日の前営業日を「期日」という。）				(1) 取引所において配当落もしくは権利落とする日が定められた銘柄または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が振替業において取り扱う株券について、社債、株式等の振替に関する法律に基づく総株主通知が行われる銘柄（以下、本号において配当落もしくは権利落とする日または総株主通知にかかる株主を確定するための日の前営業日を「期日」という。）			
①期日の6営業日前から2営業日前までの貸借申込み分 上記1. および上記2. により定まる最高料率（以下「上記1. および2. の最高料率」という。）の2倍				①期日の6営業日前から2営業日前までの貸借申込み分 上記1. および上記2. により定まる最高料率（以下「上記1. および2. の最高料率」という。）の2倍			
② 期日の前営業日の貸借申込み分 上記1. および2. の最高料率の4倍				② 期日の前営業日の貸借申込み分 上記1. および2. の最高料率の4倍			
(2)～(4) (現行どおり)				(2)～(4) (省 略)			
4.～5. (現行どおり)				4.～5. (省 略)			
付則 この改正規定は、2020年8月17日から実施する。							